

今後の裁判所共済組合について

【現在、共済組合で検討中の統合案】

現在

共済組合組織

最高裁判所に本部が、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所に51の支部がある。

組合員の手続関係

- 1 共済支部を異にする異動のたびに、例えば次の手続が必要になる。
 - ① 被扶養者申告書、申述書及び証拠書類の提出
 - ② 新所属支部発行の組合員証の受領及び旧所属支部発行の組合員証の返還（本人分と被扶養者分）
 - ③ 児童手当の認定請求書の提出
- 2 共済手続の相談は、所属の共済支部に対して行う。

統合案

共済組合組織

- ・令和4年度 東京支部を最高裁に移転（事実上の準備）
 - ・令和5年4月 最高裁、東京及び横浜各支部を本部に統合
 - ・令和6年4月 以降数年内 各高裁管内の支部を順次本部に統合
- ※ 統合に伴い支部の共済組合係はなくなります。

組合員の手続関係

- 1 异動があっても、左記1の手続をとる必要がない。
 - 2 共済手続の相談は、共済本部に対して行う。
- ※ 問合せ先を分かりやすく表示する等、必要なサービスを維持できるように、今後具体的な検討を行っていく予定